

鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議規約

(名称)

第1条 本会は、「鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 会議は、「利根川水系鬼怒川河川整備計画」及び「利根川水系小貝川河川整備計画」の策定主体である国土交通省関東地方整備局長が、河川法第16条の2第5項に基づく関係県知事の意見聴取に先立ち、関東地方整備局と関係県において、相互の立場を理解しつつ河川整備計画に係る検討内容の認識を深めることを目的とする。

(組織)

第3条 会議は、別紙で構成される。

- 2 関東地方整備局は、会議を招集し議題の提案を行うとともに、河川整備計画に係る検討内容の説明を行う。
- 3 関係県は、会議において関東地方整備局が示した内容に対する見解を述べる。
- 4 関係県は、会議の開催を関東地方整備局に要請することができる。

(情報公開)

第4条 会議は、原則として公開とし、会議の公開方法については会議で定める。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局河川部に置く。

- 2 事務局は、会議の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改定)

第6条 この規約を改定する必要があると認められるときは、会議で協議する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で協議する。

(附則)

この規約は、平成27年12月2日から施行する。

別紙

鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議の構成

茨城県土木部長

栃木県県土整備部長

国土交通省関東地方整備局河川部長